

ネットとうほく 2019 (検) 第 2 号-10  
2024 年 (令和 6 年) 1 月 29 日

〒983-0841

仙台市宮城野区原町 3-1-8 原町プラザ 2 階  
株式会社スタートゲート 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-4 0  
ブライトシティ柏木 702 号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

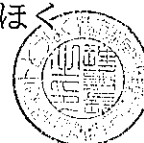
理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>

Mail [shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp](mailto:shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp)



## 終了通知書

当団体から貴社に送付した 2021 年 (令和 3 年) 7 月 26 日付申入書兼照会書及び 2022 年 (令和 4 年) 7 月 21 日付差止請求書に対して、なかなかご回答が頂けないまま推移していましたが、2023 年 (令和 5 年) 11 月、貴社より担当者と話したい旨のご連絡を頂き、電話・メールでやりとりさせて頂きました。その結果、貴社より、2023 年 (令和 5 年) 11 月 20 日及び同年 11 月 30 日メールにより、改定を行った規約及び申込書を送付頂き、2024 年 (令和 6 年) 1 月 10 日、HP の表示についても、改定規約に合わせて修正した旨ご連絡を頂きました。

当団体で改定後の書面の内容及び HP の表示を確認したところ、申入れの趣旨に添って変更いただいたことが確認できましたので、本事案に関するやり取りは本書面をもちまして終了とさせていただきます。

当団体の照会および申入れについて、真摯にご対応いただき、また、規約等を修正いただきましたことについて、厚く御礼申し上げます。

当団体と致しましては、これからも必要に応じて申入れ活動、差止請求を行っていく所存ですので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、これまでにやり取りさせていただいた文書につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」に従って公表させていただきますことを申し添えます。

以上